

## 第16回千葉市景観総合審議会 会議録

1 日 時 令和4年3月14日(月) 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 千葉市役所本庁舎8階 正庁

3 出席者 (委員)

北原会長、栗生副会長 (WEB参加)、大内委員 (WEB参加)、  
菊竹委員 (WEB参加)、田口委員 (WEB参加)、松浦委員 (WEB参加)、  
八木委員 (WEB参加)、山崎委員 (WEB参加)、河原委員 (WEB参加)、  
佐久間委員 (WEB参加)、中野委員、吉田委員 (WEB参加)、  
相原委員 (WEB参加)、柏尾委員、佐藤委員  
(事務局)

青木都市部長、佐藤都市景観デザイン室長

4 議 事

(1) 議 案 第1号 千葉市景観計画の変更について (諮問)

景観形成推進地区の指定 (幕張新都心住宅地区)

(2) その他

5 議事の概要

(1) 議案第1号について

景観形成推進地区 (幕張新都心住宅地区) の指定に伴う千葉市景観計画の変更について、承認された。

(2) その他について

事務局から、令和3年度都市文化賞表彰選考部会の結果について報告した。

6 会議経過 次頁以降のとおり

午後2時00分 開会

【司会】 定刻になりましたので、ただいまから、第16回千葉市景観総合審議会を開催いたします。

私は本日司会を務めさせていただきます、都市計画課都市景観デザイン室の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員は、会場にお集りいただいた方が4名、WEBでのご出席が11名でございますので、合計で16名中15名でございます。半数に達しておりますので、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、千葉市景観総合審議会運営要領では、本審議会は公開を原則としておりますので、本日は公開会議といたしますことを、ご了承をお願いいたします。

また、会議方法ですが、会場及びWEB会議システム「Zoom」を併用した会議となっております。Zoomでご出席いただいている委員の皆様におかれましては、発言時以外はマイクを切ってご参加くださるようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、都市部長の青木から、挨拶を申し上げます。

【青木部長】 皆様お疲れ様でございます。都市部長の青木でございます。本日は年度末のお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

今日の議題は、幕張新都心住宅地区を景観形成推進地区に指定するということについてでございます。景観形成推進地区につきましては、千葉市内では幕張新都心で中心地区と若葉住宅地区が指定されておまして、この地区が3つ目という形になりますけれども、幕張新都心住宅地区につきましては、かねてから、先進的な景観形成の取り組みを県の企業庁のガイドラインに基づいて行っているということで、景観形成の推進については、先行して行っている地区だと思っております。この地区が景観法の枠組みに入ってくるということについては、非常に意義のあることだと考えております。また、この地区につきましては、住民の方からぜひ指定をとという声から始まったという点でも、非常に意義深いと思っております。

本日は、先日に引き続いての審議ということになりますけれども、一定の結論を出していただければと考えております。非常に千葉市の景観行政においても大きな一歩だと思っております。どうぞ慎重な審議をお願いしたいと思います。本日はよろしく申し上げます。

【司会】 続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。会場にお越しいただきました委員は、北原会長、中野委員、柏尾委員、佐藤委員です。WEBでのご出席は、栗生副会長、大内委員、菊竹委員、田口委員、松浦委員、八木委員、山崎委員、河原委員、佐久間委員、吉田委員、相原委員です。

続きまして、資料の確認をいたします。次第、委員名簿、席次表。幕張新都心住宅地区景観形成推進基準の案、議案説明資料とその他説明資料、説明スライドを印刷したものです。以上、席次表についてはメールのみですが、その他、事前に郵送及びメールにて送付させていただいておりますが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、今後の進行につきましては、北原会長よろしく申し上げます。

【北原会長】 どうも皆さんこんにちは、北原です。年度末が迫っていますが、お忙しい中お集りいただきまして、ありがとうございます。

また、まん延防止等重点措置の期間中ではありますけれども、WEB併用という形で開催出来たということは委員の皆様だけでなく、事務局の皆様のご尽力によるもので、大変ありがたいと思っています。

青木部長からお話がありましたように、今日の議案は、幕張新都心住宅地区の景観形成推進地区への指定ですが、この地区は全国的にも先進的な景観形成が実現され、それが行政だけでなく、住民の皆さんのご尽力で継続しており、千葉市の制度的にも定めていくということで、今回の議案として出てきていると思います。前回委員の皆様からいただいたご意見等が反映して、今日の案が出てきておりますので、また十分にご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは本題に入ります。まず、次第2の会議録署名人の指名ですが、会長が指名する委員となっています。今回は八木委員を指名したいと思います。よろしいですか。

【八木委員】 わかりました。

【北原会長】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

傍聴の方はお配りした注意事項をお守りいただいて、円滑な審議会の進行にご協力お願いいたします。

それでは、議案、景観計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

【佐藤室長】 都市景観デザイン室の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日説明するスライドは前回のスライドと同様のものです。一部割愛しながら説明させていただきます。

まず、景観形成推進地区を指定することについてですが、これは景観計画の変更ということになります。千葉県都市景観条例第10条第2項に、「市長は、景観計画を定め又はこれを変更しようとするときは、千葉県景観総合審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されており、今回は、条例に基づく意見聴取を行うものでございます。また、同条例第11条第1項及び第2項により、「景観形成推進地区」として「景観計画」に定めることができるとしており、その地区ごとに、都市景観の形成に関する方針を、景観計画に定めるものです。配付しております幕張新都心住宅地区景観形成基準（案）が、これに該当するものでございます。

続きまして、景観計画の変更箇所をお示しして説明します。景観計画14ページが景観形成推進地区について記載したページです。「幕張新都心中心地区」、「幕張新都心若葉住宅地区」は既に指定しております。今回「幕張新都心住宅地区」を追記いたします。

こちらは、景観計画57ページです。今回の変更により、新たに「幕張新都心住宅地区景観形成基準（別紙3）」を追加いたします。基準の内容については、後ほどご説明いたします。

手続きのスケジュールです。令和3年12月16日に開催した本審議会でご意見をいただきました。その後、案を修正し、本年2月1日から14日まで縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、2月5日には地元で説明会を開催し、15名の方々にご参加いただいております。説明会で出た意見については、後ほどご説明いたしますが、今後のスケジュールとしては、本審議会承認いただけた場合、夏頃に都市計画

審議会でも意見をいただき、支障がなければ、その後告示、半年ほどの期間において、施行を予定しております。

2月5日の説明会で出た主な意見と回答はご覧のとおりです。意見としては、近接する放送大学鉄塔跡地も含めるべきではないか。基準が明確ではないが、デザインなどは誰がどう判断するのか。指定して終わりではなく、フォローアップを行うのがいいのではないか。などの意見や質問をいただきました。なお、景観形成推進地区指定に関する反対意見等はありませんでした。

幕張新都心住宅地区について、改めてご説明します。位置は、海浜幕張駅の南東部に位置しています。

こちらは住宅地区の状況図です。地区に隣接して、県立幕張海浜公園があり、地区の東側には、一級河川の印旛放水路、通称花見川が流れており、住宅地区と花見川の間には花見川緑地という緑地帯が広がります。なお、先ほど説明会の意見の中ででてきた「放送大学鉄塔跡地」は、この図の右下、川のすぐそばになります。

これは、幕張新都心全体の構成図となります。中心地区は赤色で囲んだところで平成24年、若葉住宅地区は緑色で平成31年にそれぞれ地区指定をしております。今回の住宅地区は黄色の枠で囲まれたところです。

こちらは、幕張新都心の航空写真です。住宅地区は中庭があり、建物が周囲の街路に近接して建てられた沿道型住棟が特徴的です。

続きまして、住宅地区の整備経緯についてご説明いたします。この場所は県企業庁が昭和40年代から50年代にかけて埋立造成を行ったところとなります。平成3年に「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」を策定し、平成5年に住宅地区に着工し整備を進めましたが、平成25年3月に県企業庁が土地造成整備事業を収束しました。その後平成27年に計画戸数9,400戸の住宅供給が完了しております。現在は約25,000人が住む街になっています。

こちらのスライドの説明は割愛します。

県企業庁が策定した「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」についてですが、

これは幕張新都心住宅地事業計画を補完するとともに、当地区の住宅地事業における都市デザインの意図をより明確化し計画設計の指針を示していたものです。このデザインガイドラインの考え方を、景観形成基準の案の土台としております。

この地区の開発においては、企業庁と独立行政法人都市再生機構や県住宅供給公社、そして6つの民間企業グループが、緊密なパートナーシップを組み計画を進め、外部の専門委員も交え、事業全体の総合的な計画・協議調整を行う「事業計画調整委員会」や「事業推進協議会」、デザインを中心に事業者間の計画調整や誘導を行う「計画デザイン会議」などにおいて、事業者と議論を重ねたうえで、工事が進められ、現在の街並みが出来上がっております。

しかしながら、平成25年3月、県企業庁が事業を収束することとなり、今後のまちづくりは、地域と市が協働で取り組む必要がでてきたため、地元協議会と協議を重ねてまいりました。令和2年3月には、地区指定への強い要望書の提出もあったことから、当該地区を景観形成推進地区に指定することにより、現在の良好な景観の維持を図りたいと考えております。

こちらが、この地域の地元組織である幕張ベイタウン協議会からの要望内容になります。幕張ベイタウンの良好な居住環境や街並み景観を維持するため、景観形成基準の素案を作成いただき、提案されたものです。前回ご説明をしたので詳細は割愛します。

こちらは、この要望書に記載の提案理由です。街開きから20年以上が経過し、各街区のマンション、公共施設等の改修が必要となってきた一方で、「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」が景観のルールとして公的に位置づけられていないため、景観形成推進地区の指定を受け、景観ルールを景観形成基準として定めていただくことにより、将来にわたり街の景観を守り育てていく。という提案理由でございます。

要望書を提出いただいた「幕張ベイタウン協議会」ですが、平成23年に発足し、ベイタウンの優れた景観、安全で快適な都市環境及び質の高い都市機能の維持向上を図ることを目的に、街区自治会や管理組合等の団体などにより構成され、対外的な窓口や住民向けの広報などを行っている組織となります。

それでは、幕張新都心住宅地区を景観形成推進地区に指定するにあたり、都市景観の形成に関する方針である、景観形成基準について説明します。この基準は、前回の審議会からの意見を踏まえ、協議会と協議しながら修正しております。変更したところを中心に説明させていただきます。

本基準の項目は、「種類」、「名称」、「位置」、「面積」、「方針」、「届出対象行為」、景観法の届出対象行為の基準となる「良好な景観のための行為の制限に関する事項」、最後に、届出対象ではありませんが、「道路及び都市公園のデザインに関する基準」の項目で構成しております。また、これからの説明において、細かい文言修正の説明は一部割愛させていただきます。

それでは、変更箇所を説明します。面積を「約89.7ha」と修正しました。前は、地区計画の面積、放送大学跡地編入前の面積と同一としておりましたが、千葉県企業庁が策定した「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」では、この図の上にある打瀬1丁目緑地も区域に含まれていたため、含めることとしました。

次の方針は、「幕張ベイタウンの優れた景観を維持」としております。前回から変更はありません。

こちらは、届出対象行為です。こちらも変更はありません。

続きまして、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」になりますが、各項目のタイトルのうち、例えば「2沿道型住棟のデザインと街並み」となっていたところの街並みを削除し、「2沿道型住棟のデザイン」に修正しシンプルにしております。同様に「3公益施設等のデザイン」、「4屋外空間のデザイン」も修正しております。

まず、「街区・住棟の計画」です。街区・住棟の計画図です。街区ごとに中層、高層、超高層を定めておりますが、今回、区域右下の超高層街区の範囲を変更しております。

前は、超高層街区の範囲として右下の赤枠部分を含んでいたのですが、この場所は未利用地ですが、住居系の建築は予定していないため、超高層街区の範囲から除外しました。

中層街区に関する基準は、変更ありません。

高層街区に関する基準も、変更ありません。

超高層街区に関する基準です。「GL より高さ4メートルの範囲については道路境界より2メートル以上の壁面後退を行うものとする。」という基準は、都市計画の高度利用地区の基準として既に規定しているため削除しました。

その他配慮すべき事項に関しては、「集塵施設」という項目の表現を「廃棄物収集所」に変更しました。

「中庭」に関する基準は、変更ありません。

「駐車場」の配置に関する基準の変更はありません。「駐車場」の出入口に関する基準も変更はありません。

「駐輪場」については、変更ありません。

「廃棄物収集所」については、「収集作業に支障のない範囲で、美観を損ねないように位置・構造等に配慮する。」としています。美観を優先した結果、構造上収集車が近接できない場所になった場合は、収集作業に支障をきたすことから、このような記述としております。

「住棟の設備」については、変更ありません。

「緑地」については、一部変更しております。「敷地内は、緑豊かな環境を維持することとし、道路植栽や建築物との調和を図った緑化を行う。」と変更しております。前回の審議会にて、表現がわかりにくいというご意見をいただきましたので、わかりやすくなるよう修正いたしました。なお、緑地は沿道植栽だけでなく、中庭の緑地も含めて考えております。

続きまして、「沿道型住棟のデザイン」です。「景観上の調和を図るため、建築物等の配置や形態に配慮する。」としており、(2)の項目は壁面だけでなく、屋根についての基準も含まれているため、タイトルに「屋根」を追加しました。

「配置計画等」についてです。「隣棟間隔と建築物の高さ」について、変更しています。次をご覧ください。

赤字のところですが、「隣棟間隔と建築物の高さの比 沿道型住棟相互の配置に当たっ

ては、建築物の壁面の高さ (H) と隣棟間隔 (D) の比 (D/H) は1～2を標準とする。」と変更しております。前回の審議会にて、表現がわかりにくいというご意見をいただきましたので、修正いたしました。

「歩道状空地」「住棟の配置」「高さ」については、変更ありません。

「壁面・屋根のデザイン」についてです。「壁面率」「壁面からの突出」について変更ありません。

「バルコニー」「外壁等の仕上」について、変更ありません。

「屋根のデザイン」「屋上の設備機器」について、内容の変更はありません。

「商業施設等のデザイン」になりますが、ここも変更ありません。

「賑わいのある沿道空間の形成」も変更ありません。図中の赤字は変更ではありません。

「商業施設等の形態」については、変更ありません。「看板等」については、前回の審議会にて「看板等は低層部に配置」としてはどうかというご意見をいただきましたが、地元協議会と協議し「現在の看板設置状況が2階以下になっており、低層部とすることで判断が難しくなることが懸念される。」という意見があったため、前回案のままとさせていただきます。また、看板について維持管理に関するご意見もいただきましたが、こちらについては運用基準の中で整理していきたいと考えております。

「アーケード」については、変更しております。わかりやすくなるよう「商業空間の良好な景観形成のため、原則として、現在のデザインを踏襲したアーケードを構成する。」と修正しました。

「公益施設等のデザイン」について、変更はありません。

「敷地計画」「建築線の位置」も変更ありません。

次に、「屋外空間のデザイン」についてですが、項目の変更はありません。

「舗装のデザイン」について、2カ所変更しております。1点目は「屋外景観の基盤をなす舗装は、現在のデザインを踏襲することを原則とし、以下の点に配慮する。」と修正しました。ここは、他の基準の表現と合わせた変更です。2点目は「歩道状空地について

は、道路のデザインと調和のとれた舗装のデザインに努めるものとする。」と修正しました。ここは、歩道及びコミュニティ路とあったものを、道路に整理しました。

「植栽のデザイン」について、一部変更しております。「海辺の埋立地は、植物の生育にとって非常に厳しい環境であることを踏まえ、環境条件を十分に配慮した植樹選定を行うとともに、植栽に当たっては、植物が生育しやすいような土づくり等の整備を行うものとする。」と修正しました。前回の審議会でいただいた意見を踏まえ植栽基盤に係る内容を追記いたしました。なお、配植や具体的な樹種等については、運用基準整理の際に検討してまいります。

「照明のデザイン」について、変更はありません。

「ストリートファニチャー等のデザイン」です。ここは変更ありません。

こちらの、誘導案内標識等は道路施設であるため、届出対象行為から削除しました。

「彫刻・モニュメント」の項目・基準を変更しました。「彫刻・モニュメント等、彫刻・モニュメント等は、主要な街角、公益施設内の小広場等に設置するよう努める。また、各住棟のフロントロビー前面の歩道状空地、小広場、中庭等にも彫刻・モニュメント等を設置するよう努める。」と修正しました。前回の審議会で「オブジェ」という表現にしてはどうかというご意見をいただきましたが、地元協議会と協議の結果、「彫刻・モニュメント等」と修正することとしました。また、「小広場等に設置する。」という表現を「設置するよう努める。」という表現に修正しております。

基準の最後になりますが、「道路及び都市公園のデザインに関する基準」についてです。項目の変更はありません。

「舗装のデザイン」について、変更ありません。

「植栽のデザイン」について、変更はありません。

「照明のデザイン」については、一部変更しております。既設の照明灯の灯具は生産中止となっており、類似の灯具が見つかるとも限らないため、「街並みと調和したデザインに配慮するものとする。」という表現に修正しました。

「ストリートファニチャー等のデザイン」について、一部変更しています。「ストリー

トファニチャー等の設置に当たっては、品格のある街並み形成を害さないよう配慮する。ベンチ等のストリートファニチャー類は、街並みに配慮したデザインとする。」と修正しております。これは、「必要最小限」の定義が困難であり、ストリートファニチャー類に該当する公園遊具は、既設のデザインと同様の遊具を設置できるとは限らないため、修正したものです。

「誘導案内標識等」については変更ありませんが、元々、届出対象の基準に記載していた、公園に設置する公衆便所の基準、「公園に設置する場合は、公園の景観と調和したデザインとする。」を追加しております。

「歩道橋のデザイン」について、変更はありません。

説明は以上ですが、今回の修正内容は協議会とも事前に調整をさせていただき、修正案とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【北原会長】 はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありました「千葉市景観計画の変更について」、本審議会として答申をする必要があります。進め方として、説明に対する質問とご意見を願いして、まとめていきたいと思っております。

それでは、ご質問、ご意見がある方は挙手をお願いします。はい、松浦委員。

【松浦委員】 ご説明ありがとうございます。資料29ページで、一番南側の現在未利用地部分は超高層街区から除外というふうになっていまして、商業・業務系施設を想定というふうにあります。ここは、海浜大通りという大きな通りに面しているので、ロードサイド型の駐車場があつて店舗があるという割とよく見られるタイプの施設が立地する可能性がかなり高いのではないかと思うのですが、ここでの除外というのは、沿道型の建て方をしなくてもいいという考え方なのではないでしょうか。そこが、気になりました。

【北原会長】 事務局いかがでしょうか。

【佐藤室長】 事務局の佐藤です。景観形成基準の中層、高層、超高層というのは、基本的に住宅として、どういう建物をつくるのかという基準となっております。例えば超高層街区ですと、原則として、街路沿いに沿道型住棟を配置するという表現をしており、こ

の場所については、住宅の予定がないということであれば、この基準はふさわしくないだろうということで外しております。ただ、ここで建てる建物について、全く協議をしないというわけではなく、協議をする必要性はでてきますので、基準としては明確にはないけれども、ベイトウン協議会とも色々な話をしながら進めていかなければならないと思っています。住宅ではないので、超高層街区から外しているという考え方でございます。

【北原会長】 松浦委員いかがでしょうか。

【松浦委員】 ありがとうございます。まだ跡地利用が決まってないということで、あまり制約をつけるとなかなか立地してくれないということがあるかと思えますけれども、例えば商業施設のデザインも、これまでの考え方だと、住棟の1、2階部分が商業施設で沿道型というイメージだと思うのですが、この南側の街区はそういう感じになるのかというと、資料49ページで海浜大通りが、そのプロムナード的な役割を果たすというふうに読めますが、海浜大通りがかなりの幹線道路ですから、あまり人が歩くような通りではないような気がして、店が並ぶ内側の通りと違った形になってしまうのではないかと気がします。そこの将来イメージをちゃんと描けているのかどうかというのがすごく気になります。

【北原会長】 事務局お願いします。

【佐藤室長】 事務局の佐藤です。松浦先生がおっしゃられたとおりで、ここは企業局がまだ持っている仕事としてあるわけですが、まだ具体的にどういうものを誘致できるかというのが決まっているところではない。もし誘致できる方向性が定まってくれば、それに合わせて基準をここに書いてもいいかというふうに思っていたのですが、あまり制限をかけることで、何も誘致されないという状況は好ましくないというふうに思っており、超高層街区から外したというのが理由です。ただ松浦先生がおっしゃられたとおり、海浜大通りは他の内の道路と違うだろうというのは私どもも思っており、事業者が決まれば、より良いものになるような協議をしていきたいという考えです。以上です。

【北原会長】 どうもありがとうございます。よろしいですか。

【松浦委員】 ありがとうございます。ここの地区を推進地区の中に入れたというのはそういう理由だと思うので、これは中に入れた方がいいかと思います。ありがとうございました。

【北原会長】 松浦委員がおっしゃったように推進地区に入っているというのが、みそですね。だから、ここに出てくるのが決まった段階で、推進地区としてふさわしいものを協議し、そこで基準を練っていくことになると思います。よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。八木委員お願いします。

【八木委員】 資料5 1ページのアーケードのページで、右側の縦型の写真について、ここに国旗みたいなものが出ているのが気になりますが、何か意味があるのでしょうか。

【北原会長】 提示されている写真について、事務局お願いします。

【佐藤室長】 事務局の佐藤です。ご指摘されてから、何か目立ってしまうという感じは私も今思いました。ただ、意図したものでは全くないので、もともとの企業庁が作成したデザインガイドラインにあった写真をそのまま使っていたりするので、写真は変更したいと思います。ご指摘ありがとうございます。

【北原会長】 八木委員よろしいでしょうか。

【八木委員】 わかりました。当たり障りないものだと思います。

【北原会長】 こちらは差し替えていただくということでお願いします。

他にいかがでしょうか。はい、菊竹委員お願いします。

【菊竹委員】 八木委員と同じページですけれども、「原則として、現在のデザインを踏襲した」という言葉の「現在のデザイン」というのは、何を指すのでしょうか。

【北原会長】 事務局お願いします。

【佐藤室長】 事務局の佐藤です。「現在」というのは、この写真に写っているとおりで、1階部分が通路になっていて、建物の下を通り抜けできるようになっているようなアーケードの形状を指しています。以上です。

【北原会長】 菊竹委員よろしいでしょうか。

【菊竹委員】 これがこれから続いていくとすると、この「現在の」という言葉が少し気になりますので、例えばですけれども、写真の内容は別として、写真のところに、アーケードの参考例というような形のキャプションを、入れたらどうかというふうに思いました。以上です。

【北原会長】 どうもありがとうございます。例示の写真が載っているのですが、時々何を意図した写真かというのが判然としないものがありますので、キャプションのようなものを入れられるものは、はっきりさせるようにした方がいいと思います。よろしいでしょうか、菊竹委員。

【菊竹委員】 はい。5年後になっても、「現在の」がわかるような形で、よろしく願います。

【北原会長】 ありがとうございます。

はい、八木委員。

【八木委員】 それに関して、例えばですけど、「現在のデザイン」ではなくて、「既存のデザイン」にしたらどうでしょうか。

【北原会長】 事務局いかがでしょうか。

【佐藤室長】 事務局の佐藤です。この写真は、基準案そのものではなく、今後、運用基準を作るときに、写真なども参考に付けさせてもらって、わかりやすくしていこうと思うので、キャプションの変更については、参考にさせてもらいたいと思います。ただ「現在の」という言葉を変えるのは、本編、基準そのものを直すかどうかという議論になるので、できれば直さないで、写真や運用基準の説明で対応できれば良いと思っていますが、いかがでしょうか。

【北原会長】 誤解をまねかないような形で、整理していただきたいと思います。よろしいでしょうか、八木委員。

【八木委員】 はい。よろしく願います。

【北原会長】 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案について、千葉市から諮問がありました、千葉市景観計画の変更につい

て、今日説明いただいたような形でまとめることで、賛成の方は挙手をお願いします。WEB参加の方につきましても、賛成の方はカメラにわかるように挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員が挙がっているということでしょうか。はい、ありがとうございます。

議案「千葉市景観計画の変更について」は、全員賛成で、承認をいたします。事務局はよろしく願いいたします。

ありがとうございました。本日の議案については、以上となります。

続いて、その他の事項ということで、事務局から説明をお願いします。

【佐藤室長】 都市景観デザイン室の佐藤でございます。よろしくお願いします。

これから、その他の事項として、令和3年度都市文化賞表彰選考部会の結果をご報告いたします。なお、屋外広告部会等については、次回の審議会にてご報告いたします。

千葉市都市文化賞2021の選考結果ですが、グランプリが「ZOZO 本社屋」、景観まちづくり部門優秀賞が「千葉ウシノヒロバ」「千葉市子どもたちの森公園(プレーパーク)」「small planet CAMP & GRILL」、景観広告部門優秀賞が「THE CABINETS」「アルテイーリ千葉」、建築文化部門優秀賞が「THE CABINETS」「美浜教会」となりました。

ちなみに、7月から9月の3ヵ月募集を行い、応募件数は全体で44件、内訳としてはまちづくりが14件、広告が11件、建築が19件でした。

それでは、各作品について、少しご紹介いたします。

ZOZO 本社は千葉大学の正門と京成みどり台駅を結ぶ学園通りに建築され、ダイナミックな吊り構造の屋根と全面ガラスが特徴的です。通りから建物内の執務室が眺められるとともに建物裏の空まで見えます。柱がない大空間オフィスの天井は、繊細な木格子で表現され大きな布地を思わせます。街に開かれたオフィスの未来像を具現化していると評価されました。

続きまして、千葉ウシノヒロバは、内陸部の千葉市乳牛育成牧場を引継ぐ形で再整備された観光・農業体験・酪農預託施設からなる民間施設です。10ヘクタールの園内には、キャンプ場のほか、グッズの販売なども行うセンターハウス、イベントを行う大屋根広

場、シャワー棟などがあり、牧場の地形も生かし、既存建物に新しい機能を展開しながら整備されています。また牛舎や、キャンプ施設としてのロッジ、炊事場、トイレなどは、シンプルなデザインで機能的なものが新たに整備されています。千葉の農業や乳業を応援する観光施設として今後も期待が持てる作品でした。

続きまして、千葉市子どもたちの森公園は、動物公園に近接し、市民の森に囲まれた公園となっています。ここでは長年にわたり、地域の人たちの理解とともに常設のプレーパークが営まれております。14年にわたり子どもたちを見守ってきたプレーワーカーとともに、自分で考え、自分の力と責任の範囲内で、好きなことを好きなだけできる冒険遊び場です。子どもたちのはつらつとした顔と歓声が印象的で、それとともに様々な年代の人が集い子どもたちを見守り、思い思いにこの場所を楽しんでいる光景は、景観という枠を超えて素晴らしい取り組みであると評価されました。

続きまして、small planet CAMP & GRILL です。こちらは、開園から40年以上経過した千葉市の稲毛海浜公園のリニューアルで、新たに公園内に民間企業により整備されたキャンプとバーベキュー施設です。この施設は既存の芝生広場などを活用するとともに、海岸林の中にも人の居場所をしつらえ、森の中を散策するような、木々に囲まれた新しい空間体験の場所になりました。この場が人の営みと自然の共同作品である文化的景観として期待されました。

続きまして、THE CABINETS です。THE CABINETS は、千葉公園のそばに建築されました。隣接する公園の景観を取り込んだ建築で、インテリアやバルコニー、サインなどが一貫したコンセプトで計画され、全フロアで自由に新しい働き方を提案するものとなっています。建物内の床や壁、柱、天井等には良質なグラフィックデザインのサインが散りばめられています。1階には地域に開かれたカフェがあり、第二本社というオフィスでありながら地域と様々な交流が生まれる可能性を示すものと評価されました。

続きまして、アルティーマ千葉は、昨年誕生し B3 リーグに新規参入した、千葉市をホームタウンとする新しいプロバスケットボールチームです。チーム発足に合わせ、クラブカラーのブラックネイビーを背景に、勝利の象徴である盾と文化の文字をモチーフに

したロゴタイプを千葉駅や千葉みなと駅に展開していました。またモノレールやバスもラッピング車両として運行し、明快で力強いデザインは市民にチームの存在を生き活きと伝え、新しいスポーツ文化への期待を抱かせる契機をつくりだしていると評価されました。

最後に美浜教会です。こちらは美浜区の住宅地内で建替えられた小さな木造の教会です。地域の街並みに溶け込みながらも教会としての聖なる存在感をはなっています。コンパクトな礼拝堂は、手の指を重ねた祈りの形を彷彿させる小屋組みとともに、そこに降りそそぐ自然光が暖かで静謐な祈りの空間となっていました。

今回のフォーラムは、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、関係者のみで開催いたしました。今回このような開催となったことは残念ですが、逆にこれを契機に新しい試みとしてフォーラムの状況などをまもなく動画で配信する予定としております。またご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

**【北原会長】** どうもありがとうございます。都市文化賞の結果についてご説明いただきましたが、表彰選考部会長の栗生委員から、何か補足、発言はございませんか。

**【栗生副会長】** 今、佐藤室長の方からご説明がありましたけれども、本年度の入賞は8作品でした。その後フォーラムが開かれて、前年度の受賞された3作品も紹介されたという形で、登壇者は10人いましたが、大変びっくりしたことがありました。というのは、今まで、大体登壇されるのは、建築家或いはデザイナーの方がほとんどでした。ところが、今回は10名のうち7人まで、施主の関係者といえますか、この賞が施主と設計者或いはデザイナーとそれから施工者が対象になっていますけれども、今回は登壇者が10人のうち7人までが、施主側の人間で、社長であったり、企画運営の人間であったり或いはCI室のディレクターであったりということでした。最近、ブランディングデザインという言い方が盛んにされるようになり、それが象徴されているのかと思いますけれども、自社の理念だとか、ビジョンだとか、それから役割といえますか。自分の会社はこういう形で地域に貢献していく、或いは地域の人たちの共感を得るためにこういうことをしているということを説明されました。ですから、この賞は三つの部門、広告と建築と

それからまちづくりという形になっていますけれども、トータルにとらえて、オーナーの方が、自らの企業の役割みたいなもの或いは地域にどういった形で溶け込んでいくかというようなことを、積極的に語っていただいて大変刺激的でした。時間が短くてとても残念でしたが、お互いに企業同士が意見交換をし、或いは刺激を受けて、さらに、千葉市の都市文化に寄与していこうという意欲が感じられた良いフォーラムだったと思います。これが今までの都市文化賞のフォーラムと随分方向が変わってきたという印象を私は持ちましたし、都市文化としては大変良い方向だと思えます。ネットで調べるとわかりますが、都市文化賞というのは、他にはなく、千葉市独特です。都市デザイン賞だとか建築文化賞とかという色々な名前がありますけれども、都市文化という形で賞を与えているのは、他にはないということで、それこそ千葉市のブランドといえますか、新しいブランドになり得る賞だということ、さらに実感したところです。

今後もフォーラムは2年に1回という形でやっていくと思えますけれども、単にデザイナーだけではなくて、建築家だけではなくて、地元の施工者だとか或いは施主、オーナーの方々も、積極的に参加することによって都市文化というものは、より高められていくのではないかという印象を持ちました。以上です。

**【北原会長】** どうもありがとうございました。その他ご質問等何かありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

都市文化賞については、次年度以降も素晴らしい作品が応募されることを期待しております。ありがとうございました。以上ですべての議事が終了しました。

それでは進行を司会にお返しします。よろしくをお願いします。

**【司会】** 委員の皆様、長時間ご議論いただきましてありがとうございました。これもちまして、第16回千葉市景観総合審議会を閉会いたします。北原会長、委員の皆様、ありがとうございました。

— 以上 —

午後3時00分 閉会